

市・県民税の申告受付

受付期間／2月16日(木)～3月15日(水) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

※土・日曜日を除きますが、2月19日(日)、2月26日(日)は受け付けます。

受付場所／市役所課税課(本庁舎2階)

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めの申告をお願いします。申告書は、前年度市・県民税の申告をした方に郵送を予定しています。また課税課、各支所・出張所、受付相談日の臨時受付会場にも申告書を用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口へ提出してください。

※郵送または各支所・出張所へ申告書を提出する場合、マイナンバーの本人確認書類の写しを添付してください。

問課税課(☎826-1111 内線2232)

申告の必要な方

平成29年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成28年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方または提出予定の方
- 収入が年末調整した給与のみの方で、その給与支払報告書を勤務先が市役所へ提出している方
- 市内に住んでいる方の税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和27年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額の合計額が年間152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和27年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額の合計額が年間102万円以下の方

次に該当する方は、申告が必要な場合があります。

- 平成28年中に所得のなかった方や、失業保険、遺族年金、障害年金など非課税所得のみの方(非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童扶養手当などの受給資格審査の基礎資料となります)。
- 所得税の確定申告が必要ない方(公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下)で、医療費控除などの各種控除を市・県民税に反映させたい方。

※平成28年中に亡くなった方の市・県民税の申告は必要ありませんが、税務署で「準確定申告」を行う必要がある場合があります。

申告に必要なもの

対象	必要書類
給与所得者・ 公的年金受給者	源泉徴収票または事業主の支払証明書など
事業所得者・ 不動産所得者	収支内訳書(あらかじめ作成をお願いします)
医療費控除のある方	領収書(原本)、保険などで補てんされた金額の明細書(医療費のお知らせ)などでは代用できません。領収書を個人ごとに集計しておいてください。
社会保険料控除のある方	国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書(年金特徴されている家族分は使用できません)
生命・地震保険料控除のある方	保険会社から発行された控除証明書(地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます)
寄附金税額控除のある方	都道府県、市区町村、共同募金会、日本赤十字社などの領収書など
障害者控除を受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市区町村長などが発行する障害者に準ずる者などの認定書

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類が不足しているときは、申告を受け付けられませんのでご注意ください。

■申告に際してのお願い

- ①申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成・収支内訳書や医療費明細書の計算などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。
- ※事業・営業、農業所得・不動産所得を申告する方は、収支内訳書を必ず記入しておいでください。
- ②源泉徴収票などの添付書類は、申告書には貼り付けず、別紙に貼り付けてください。

■マイナンバー記載のお知らせ

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。それにもない、申告手続などにはマイナンバーの記載および本人確認書類の提示(または写しの添付)が必要になりました。必要な書類など、詳しくは下記をご覧ください。

■申告に必要な本人確認書類

マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方は:

カードだけで本人確認をすることが出来ます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は:

①番号確認書類と、②身元確認書類の両方が必要です。

①番号確認書類

- ・通知カード
- ・マイナンバー記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

②身元確認書類

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・身体障害者手帳

■市・県民税の申告臨時受付

1月26日(木)～2月13日(月) 午前9時～11時30分、午後1時～4時

受付日	受付会場	対象地域
1月26日(木)	新治地区公民館	藤沢、藤沢新田
1月27日(金)	新治地区公民館	大畑、小野、上坂田、下坂田
1月30日(月)	新治地区公民館	永井、本郷、大志戸、田土部
1月31日(火)	新治地区公民館	沢辺、高岡、田宮、東城寺、小高
2月1日(水)	神立地区コミュニティセンター	神立町、北神立町、中神立町、神立中央、神立東、菅谷町、白鳥町、おおつ野
2月2日(木)	都和公民館	中都町、笠師町、小山崎、今泉、栗野町、中貫、東中貫町、常名
2月3日(金)	都和公民館	都和、並木、西並木町、東並木町、東都和、板谷
2月7日(火)	六中地区公民館	鳥山、小岩田西、小岩田東、右粉、摩利山新田、大岩田、小岩田、霞ヶ岡町
2月8日(水)	二中地区公民館	真鍋、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余東台、木田余西台、木田余、手野町、田村町、沖宿町
2月9日(木)	三中地区公民館	荒川本郷、荒川沖西、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖、荒川沖東、沖新田
2月10日(金)	三中地区公民館	中、中村東、中村西根、西根南
2月13日(月)	三中地区公民館	乙戸、小山田、乙戸南、中村南、西根西、卸町

土地、建物、株式、先物取引などの譲渡所得のあった方、住宅ローン控除により所得税の還付を受けようとする方、雑損控除を受けようとする方、準確定申告をする方、過年度分の確定申告をする方は、市役所では受け付けできませんので、**土浦税務署**へ提出してください。

土浦税務署 ☎822-1100 自動音声案内